

県南広域振興局長告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年3月7日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0352480008	花巻市	花巻市老人保健施設華の苑	花巻市東和町安俵6区 75番地1	平成26年3月31日

2 短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0352480008	花巻市	花巻市老人保健施設華の苑	花巻市東和町安俵6区 75番地1	平成26年3月31日